

久喜市告示第161号

障害者生活支援センターきよくを指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所に指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月17日

久喜市長 梅田 修一

記

事業者（設置者）の名称	社会福祉法人 啓和会
代表者の氏名	理事長 新實 康代
事業所（施設）の名称	障害者生活支援センターきよく
事業所（施設）の所在地	埼玉県久喜市六万部1445番地
サービスの種類	
1 特定相談支援事業	
2 障害児相談支援事業	
事業所番号	
1 特定相談支援事業	1130900481
2 障害児相談支援事業	1170900250
事業更新予定年月日	令和8年4月15日
有効期間	令和8年4月15日から 令和14年4月14日まで